

両立支援制度の概要（妊娠・出産・育児）

目的			両立支援制度	制度の概要
妊娠	出産	育児		
◎			出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のための休暇(年 5 日(体外受精等に係る通院等の場合は更に 5 日加算))
○			深夜勤務・時間外勤務の制限	妊産婦である職員が深夜(午後10時～午前5時)・正規の勤務時間以外に勤務しないこと
○			健康診査・保健指導を受けるための職専免	妊産婦である職員が健康診査・保健指導を受けるため勤務しないこと
○			業務軽減	妊産婦である職員の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就くこと
○			休息・捕食のための職専免	妊娠中の職員が適宜休息し、又は捕食するため勤務しないこと
○			通勤緩和のための職専免	妊娠中の職員が交通機関の混雑を避けるため始業又は終業時に 1 日 1 時間まで勤務しないこと
	○		産前休暇	6 週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である場合の休暇(出産日まで)
	○		産後休暇	出産した場合の休暇(出生日の翌日から 8 週間を経過する日まで)
	●		配偶者出産休暇	妻の出産に伴う入退院の付添い、子の出生の届出等を行うための休暇(2 日)
	●		育児参加のための休暇	妻が出産する場合に出産に係る子・未就学児を養育するための休暇(5 日)
		◎	育児休業	3 歳未満の子を養育するための休業
		◎	子の看護休暇	未就学児を看護するための休暇(年 5 日(未就学の子が 2 人以上の場合は10日))
		◎	育児短時間勤務	未就学児を養育するため、通常より短い勤務時間(週19時間25分等)で勤務すること
		◎	育児時間	未就学児を養育するため、始業又は終業時に 1 日 2 時間まで勤務しないこと
		◎	保育時間	1 歳未満の子に授乳等を行うための休暇(1 日 2 回それぞれ30分以内)
		◎	育児を行う職員のフレックスタイム制	小学校 6 年生までの子を養育するため、総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること
		◎	早出遅出勤務	未就学児の養育・小学生の放課後児童クラブ等への送迎のため、勤務時間帯を変更すること
		◎	深夜勤務の制限	未就学児を養育するため、深夜に勤務しないこと
		◎	超過勤務の免除	3 歳未満の子を養育するため、超過勤務しないこと
		◎	超過勤務の制限	未就学児を養育するため、1 月につき24時間、1 年につき150時間を超えて超過勤務しないこと
		◎	休憩時間の延長	小学校 6 年生までの子を養育するため、休憩時間を延長すること(休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る)
○		◎	休憩時間の短縮	未就学児の養育・小学生の送迎・妊娠中職員の交通機関混雑の回避のため、休憩時間を短縮すること

(注 1) 「○」は女性のみ対象とする制度、「●」は男性のみ対象とする制度、「◎」は男女とも対象とする制度です。

(注 2) 「職専免」とあるのは、「職務専念義務の免除」の略で、職員は各省各庁の長の承認を受けて勤務しないことができます。

出典：人事院ホームページ (<https://www.jinji.go.jp>) 「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」(人事院) (<https://www.jinji.go.jp/content/900024275.pdf>) を加工して作成